

【令和2年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和2年3月19日 健康福祉委員長 押本 吉司

- 「議案第7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第12号 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第13号 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 法の附帯決議で求められているHACCPに沿った衛生管理に関する情報提供及び周知徹底に対する本市の対応について

食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議に、HACCPに沿った衛生管理の制度化に向けた情報提供及び周知徹底を行うこととあるが、本市では、市内の約1万1,000軒の全飲食店営業施設及びその他製造業者に対して、制度改正の案内を通知するとともに、各種講習会を実施してきたが、今後も許可申請における立入調査の際や各講習会を継続することで、周知していきたいと考えている。

- * 同附帯決議で求められている新たなコスト負担が生じない取組に関する本市の対応について

今回の法改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されるが、事業者が円滑に新基準に沿った仕組みを導入できるよう、各事業者団体が作成した手引書が国のホームページに公表されている。なお、今回の法改正は、施設設備等ハード面の整備を求めるものではないため、事業者において新たな費用負担は生じないものと考えている。

- * 新基準への違反に係る小規模事業者等に対する営業禁止等の行政処分の考えについて

新基準は省令で規定されており、計画や記録の作成等のHACCPに沿った衛生管理の実施が求められているため、違反した場合には営業禁止等の行政処分の対象となるが、小規模事業者を始めとした事業者に対しては、直ちに違反とすることなく丁寧な説明や指導を繰り返し行うことで、新基準の導入を進めていきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第14号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 葬祭場使用料の改定に当たりイニシャルコストを含めて受益者負担とした理由について

公共サービスの提供については、施設の改修工事等に市民の税金を用いているため、公平性の観点からイニシャルコストを含めた使用料を算定しており、施設の使用者には費用の一部を負担していただきたいと考えている。

- * 火葬料をゼロ円としている自治体がある中、受益者負担割合を勘案して算定した理由について

使用料の考え方は自治体により異なるが、本市においては「標準的な受益者負担の考え方」に基づき設定し、平成24年度から実施しているかわさき北部斎苑の施設全体の改修工事は完成までに約35億円の財源を必要としており、葬祭場使用料はイニシャルコストを含む費用の一部を使用する方に負担いただきたいと考えている。

- * 受益者負担における受益の考え及び埋葬における火葬以外の方法について

本件に係る受益とは葬祭場を使用し、火葬する行為を受けることであると考えている。また、制度上は土葬することも可能であるが、多くは火葬である。

- * 受益者負担との表現を用いた考えについて

使用料の改定については、本市が定める「標準的な受益者負担の考え方」に基づき整理するため、受益者負担という用語を使用しているが、葬祭場を使用する方に対しては配慮が必要であったと考えている。

- * 火葬料を12歳以上と未満とで区分けした理由について

従前と同様の取扱いであるが、詳細については把握していない。なお、火葬料は自治体において異なることから、10歳を境目に区分している自治体もある。

- * 遺体保管料「1体1回」を「1体1日」と改正した理由及び2日以上保管する割合について

葬祭場施設の使用は1日単位で考えていることから「1体1回」としていたが、誤解を招く表現であったことから「1体1日」と改正するものである。また、2日以上保管する割合は確認したいと考えている。

《意見》

- * 今後、本条例を改正する際には、火葬料の年齢を12歳で区分けした経緯及び適切な年齢について検討してほしい。
- * 亡くなった方のことを考えると、葬祭場使用料にランニングコストに加えてイニシャルコストを積算して受益者負担とする考えを導入することに反対であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第15号 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第22号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第23号 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第24号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 消防団員の年額報酬額の引上げにおける算定根拠について

国が示す地方交付税算入額による年額報酬を算定の根拠としており、人事院勧告及び消費者物価指数並びに予備自衛官の年額手当が4万8,000円であることを考慮したものである。

《意見》

* 消防団員が足りていない状況であることから、更に年額報酬を引き上げるなど消防団員の処遇の改善を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決